

寄附行為

学校法人 大阪信愛女学院

学校法人大阪信愛女学院寄附行為

第一章 総則

(名称)

第一条 本法人は、学校法人大阪信愛女学院と称する。

(事務所の所在地)

第二条 本法人は、事務所を大阪市城東区古市二丁目七番三十号に置く。

第二章 目的及び設置する学校

(目的)

第三条 本法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、カトリック精神に基づき誠実敬虔で社会の福祉に貢献する有能な人物を養成するため、学校を設置することを目的とする。

(設置する学校)

第四条 本法人が前条に規定する目的を達するために設置する学校は、次に掲げるものとする。

- 一 大阪信愛学院短期大学 子ども教育学科
看護学科
- 二 大阪信愛学院高等学校 全日制課程
- 三 大阪信愛学院中学校
- 四 大阪信愛学院小学校
- 五 大阪信愛学院幼稚園

(設置する保育所)

第四条の二 本法人が第三条に規定する目的を達するために設置する保育所は、次に掲げるものとする。

- 一 大阪信愛学院保育園

第三章 役員及び理事会

(役員)

第五条 本法人には、次の定数の役員を置く。

- 一 理事 九名
- 二 監事 二名

(理事の選任)

第六条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 幼きイエズス修道会管区長の職にある者及び大阪信愛女学院短期大学長の職にある者
 - 二 評議員の中から理事会において選任された者
 - 三 この法人に関係ある学識経験者の中から理事会において選任された者
 - 四 名
- 2 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、管区長、学長、及び評議員の職を退いた時は、理事の職を失うものとする。

(理事長)

第七条 理事のうち一人は理事の互選により理事長となる。

(理事長の職務及び代理並びに代行)

第八条 理事長は本法人を代表し、業務一切を総括する。

2 理事長に事故がある時、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した他の理事が、順次に理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

(理事の代表権の制限)

第九条 理事長たる理事以外の理事は、すべてこの学校法人について、この学校法人を代表しない。

(監事の選任)

第十条 監事は、理事会に於いて選出したカトリック信者又はカトリックに理解のある学識経験者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(監事の職務)

第十一条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 この法人の業務を監査すること。

二 この法人の財産の状況を監査すること。

三 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見をのべること。

(役員任期)

第十二条 役員(第六条第一項第一号の規定により理事となる者を除く。この条中以下同じ。)の任期は、

三年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員の解任及び退任)

第十三条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決によりこれを解任することができる。

一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

三 職務上の義務に著しく違反したとき。

四 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。

2 役員は次の事由によつて退任する。

一 任期満了。

二 辞任。

三 学校教育法第九条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

第十四条 理事は理事会を組織し本法人の業務につき審議決定する。

2 理事会は、随時理事長が招集する。但し、理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付議すべき事項を示して理事会招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二週間以内に、これを招集しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長とする。

第十五条 次に掲げる事項については、理事の三分の二以上の議決がなければならない。

一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項

二 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項

三 残余財産の処分に関する事項

第十六条 理事会の議事は、法令に特別の規定のある場合及びこの寄附行為に規定する場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のとき議長の決定するところによる。

2 前項の場合には、議長は、理事として議決に加わることができない。

（議事録）

第十七条 議長は、理事会の開催場所及び日時並びに議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、あらかじめ議長が指名し、出席した理事二名が記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第四章 評議員会及び評議員

（評議員）

第十八条 本法人の評議員は、十九名とする。

一 本法人の理事

六名

二 幼きイエズス修道会員である本法人の教職員の中から選任される者

四名

三 本法人の設置する学校を卒業した年令二十五歳以上のものうちから選任される者

四名

四 本法人に係のある学識経験者

(議長)

第十九条 評議員会の議長は、理事長これにあたる。

(評議員会)

第二十条 評議員会は、評議員を以て組織し、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年三月及び五月に招集する。

3 臨時会は、必要の都度これを招集する。

4 評議員総数の二分の一以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、理事長は、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会は評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

(諮問事項)

第二十一条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要資産の処分に関する事項

二 事業計画

三 合併

四 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由に因る解散

五 その他学校法人の業務に関する重要事項

(評議員の選任)

第二十二条 第十八条第二号第三号及び第四号に規定する評議員は、理事会に於て選任する。

(任期)

第二十三条 評議員の任期は、三年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は再任されることができず。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者の選任されるまでは、なお、その職務を行う。

4 第十八条第一号及び第二号に規定する評議員は、理事及び教職員の地位を退いた時は、評議員の職を失うものとする。

(議事録)

第二十四条 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、あらかじめ議長が指名し、出席した評議員二名が記名押印し、常にこれを事務所に備え付けて置かなければならない。

(評議員の解任及び退任)

第二十五条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員の議決により、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

- 2 評議員は次の事由によって退任する。
 - 一 任期の満了。
 - 二 辞任。

第五章 資産及び会計

(資産)

第二十六条 本法人の資産は、次の通りとする。

- 一 別紙財産目録記載の財産
- 二 授業料・入学金・試験料
- 三 資産から生ずる果実
- 四 寄付金品
- 五 その他の収入

(財産区分)

第二十七条 本法人の資産は、これを分かつて基本財産及び運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、本法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、本法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、この指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(財産処分の制限)

第二十八条 基本財産中の不動産及び重要なものは、これを処分してはならない。但し、本法人の事業の遂行上止むを得ない事由があるとき、理事の三分の二以上同意及び評議員会の意見を聞いて、これを処分することができる。

(運用財産たる現金の運用)

第二十九条 運用財産のうち現金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、又は郵便貯金若しくは銀行預金にするか、又は理事長が保管する。

(経費の支弁)

第三十条 本法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第三十一条 本法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算)

第三十二条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前、理事長において編成し、理事会の議決を要する。

(決算)

第三十三条 本法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に、理事長において作成し、財産目録及び事業報告書と共に監事の監査を求めなければならない。

2 本法人は、前項の決算及び事業報告書を理事会の承認を受けて評議員会に報告しその意見をもとめなければならない。

- 3 本法人は、本条第一項の書類及び第十一条第三号の監査報告書を事務所に備え、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 4 決算において剰余金があるときは、その一部又は全部を運用財産中積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

第六章 解散

(解散)

第三十四条 本法人の解散は、理事会に於て理事全員の同意を得、且つ評議員会の意見を聞き、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第三十五条 本法人が解散（合併及び破産による解散を除く）した場合に於ける残余財産は、理事及び評議員の各三分の二以上が適当と認める幼きイエズス修道会を母体とする他の学校法人に帰属する。

第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第三十六条 本法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事の三分の二以上の議決及び評議員会の議決を経て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届出なければならない。

(公告の方法)

第三十七条 本法人の公告は、日刊新聞に掲載し及び大阪信愛女学院の掲示場に掲して行う。

(施行細則)

第三十八条 本法人寄附行為施行についての細目は、理事会に於いて定める。

附 則

1 本法人組織変更当初の役員は、次の通りとする。

理事

兵庫県宝塚市鹿塩字高丸一の一四〇 ソール・アンドレア

神戸市生田区中山手通二丁目八番地 ソール・テオファニア

和歌山市屋形町三丁目七番地 大 山 ヤ ヨ

大阪市城東区古市北通四丁目五番地 山 田 通 子

企 堤 キ ワ

監事

兵庫県宝塚市鹿塩字高丸一の一四〇 ソール・センポール

神戸市生田区下山手通七丁目九七の三 宮 崎 シ ヲ

(施行期日)

2 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和六十二年十一月六日)から施行する。

3 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成二年四月二十五日)から施行する。

- 4 平成二年十月二十九日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成二年十一月十五日から施行する。
- 5 平成十二年八月二日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成十三年四月一日から施行する。
(大阪信愛女学院短期大学の生活文化学科の存続に関する経過措置)
- 6 大阪信愛女学院短期大学の生活文化学科は、改正後の寄附行為第四条第一号の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 7 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成十六年一月九日)から施行する。
- 8 平成十七年三月九日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成十七年四月一日から施行する。
- 9 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成二十年十月三十一日)から施行する。
- 10 この寄附行為は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 11 この寄附行為は、平成二十四年四月一日から施行する。
(大阪信愛女学院短期大学初等教育学科の存続に関する経過措置)
大阪信愛女学院短期大学初等教育学科は、改正後の寄附行為第四条第一号の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 12 平成二十六年四月一日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 13 この寄附行為は、平成三十年四月一日から施行する。